

請 願 文 書 表

令和 8 年 第 3 回 神 奈 川 県 議 会 定 例 会

令 和 8 年 9 月 1 8 日

請願番号	37	受理年月日	8 . 9 . 11
件名	議会の議決を必要とする工事請負契約限度額の引上げについて請願		
請願者		紹介議員	
横浜市中区太田町2丁目22番地 一般社団法人 神奈川県建設業協会 会長 渡 邊 一 郎		桐 生 秀 昭 田 中 徳一郎	
1 請願の要旨 公共工事の円滑な施工を図るため、議会の議決に付すべき事件等に関する条例（昭和39年3月31日条例第74号）第2条に定める工事等の請負にかかる契約額の引上げをお願いいたします。			
2 請願の理由 地域建設業は、これまで、県内における道路・河川や公共施設などの社会インフラの整備をはじめ、県民の安心・安全な生活と経済活動の基盤を支えるため尽力してまいりました。 近年、頻発化・激甚化する地震、台風、豪雨などの自然災害に際しては、災害発生時の初動対応や災害復旧工事にあたるなど「地域の守り手」として重要な社会的役割を担ってきたものと自負しております。 今後、社会インフラの老朽化が進む中、安心・安全な神奈川をつくるために地域建設業の役割は益々重要になるものと認識しております。 一方、昨今、地域建設業を取り巻く環境は、少子化が進む中で若手の入職者が減少し、建設人材の確保が困難であるとともに建設人材の高齢化が進むという深刻な構造的課題に直面しております。 このような課題に対し、現在、週休2日制や働き方改革の取組を進め、労働環境の整備を図るなどにより建設業を担う人材を確保するとともに、建設DXを推進し、ICT建機などを積極的に導入することにより生産性の一層の向上を図る取組を推進しております。 さらに、地域建設業の経営環境については、近年の建設資材の高騰や人件費の上昇によって建設コストが大幅に上昇しており、とくに中小事業者が担う地域建設業においては建設コストの上昇により利益が圧迫されていることから、厳しさを増しております。 とくに、近年課題となっている点は、議決が必要となる工事の事前準備における費用負担です。県内地域建設業者は、大規模公共事業を受注した場合には、直ちに建設人材の確保や工事材料の発注を進めるなどの綿密な事前準備を行い、速やかかつ効率的な施工ができるよう最大限努力しているところです。 しかしながら、県発注工事において、県議会の議決が必要な工事請負契約については、一般的に第1回県議会定例会において予算案が承認された後、順次入札を経て仮契約を行うこととなります。その後、第2回県議会定例会以降に議会の議決を経て本契約となるため、仮契約から本契約までの間、受注した事業者は前払金の支払いが受けられず、建設人材の確保や工事材料の発注などの事前準備に多額の費用負担が必要になるといった支障が生じている状況です。 つきましては、現在、神奈川県におきましては、「議会の議決に付すべき事件等に関する条例」第2条により、予定価格の金額が6億円以上の工事について議会の議決が必要とされておりますが、平成22年の改正以降16年を経過していることもご考慮いただき、受注工事の円滑な事前準備と早期着工の一助として、議決工事請負契約限度額の引上げについて格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。			

請願番号	38	受理年月日	8 . 9 . 11
件名	私学助成等について請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私立中学高等学校協会 理事長 工藤 誠一 外（1団体）249人		新堀 史明	
請願の理由 神奈川県は近代私学発祥の地であり、県下の私立中学校・中等教育学校・高等学校は、独自の伝統と校風を守り、建学の精神を現代に生かし、有為な人材の育成に努力し、本県教育の充実発展に貢献してまいりました。 幸い、本県においては、私学に対し、知事をはじめとする県当局並びに県議会議員の皆様の深いご理解とご支援のもとに、私学助成の充実が図られてきました。 さて、今日、私学経営はますます厳しい時代に入っております。とりわけ経常費補助金については、全国的に見ると生徒一人当たりの単価は、高等学校（全日制）は国の財政措置額を超えましたが、中学校、中等教育学校はともに増額はあるものの国の財政措置額を割り込み、全都道府県の中で下位に位置しております。 神奈川私学は県下後期中等教育の約三分の一という役割を担っていることから、県下教育を担当している責務の重大さを痛感し、県民に信頼される個性豊かで、特色・魅力ある学校づくりのため、一層努力する所存であります。 つきましては、令和九年度私学助成に関し、左記の点に格段のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。 請願の内容 一、令和九年度の経常費補助については、一層の増額をお願いしたい。			

請願番号	39	受理年月日	8 . 9 . 15
件名	軽油引取税の課税免税措置の継続・恒久化に関する国への意見書の提出を求める請願		
請願者		紹介議員	
横浜市神奈川区沢渡1-2 Jプロ高島台サウスビル9階 神奈川県砕石工業組合 理事長 加藤 政徳 外（1団体）1人		桐 生 秀 昭 田 中 徳一郎	
砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税は、昭和31年に道路特定財源として創設時に課税免除の対象とされ、平成21年度から一般財源化された際も「骨材業界は社会基盤整備に重要な産業であるため、免税措置の撤廃による業界への影響が大きい」として3年間ごとの延長が認められ、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで課税免税措置が講じられているところです。 砕石は災害復旧を含めた社会基盤整備に不可欠な基礎資材ですが、厳しい経営環境下でも事業の継続が求められる業種として、砕石業各社は国民の安全安心に必要な社会基盤整備を維持するため鋭意努力しているところです。 しかし、砕石の生産量は東日本大震災復興需要で一時的に増加したものの、その後はコンクリート用・道路用の需要減少で依然として低迷しており、加えて製品価格の頭打ちで経営環境は一層厳しさを増しております。 更に、近年の機械購入価格及び材料価格の度重なる値上げや電気料・燃料費等のコスト上昇分の価格転嫁も難しく、軽油に係る課税免除措置の存在価値は暫定税率廃止後においても非常に大きなものであります。 このため、仮に課税免税措置が廃止された場合には、コストアップ分を自ら負担せざるを得ず、砕石業界への影響は極めて甚大なものがあります。 今後も、社会基盤整備に必要な優良骨材を安定的に供給していくために、産業支援等の観点から、砕石場で使用される軽油に係る軽油引取税の課税免税措置を継続・恒久化されるよう国に対して求める旨、貴県議会において採択いただき、意見書を国へ提出されたく請願する。			